中土佐町立久礼中学校部活動ガイドライン

1. 部活動の位置付け 部活動は、学校教育活動の一環として学校長を中心とした責任体制のもと実施する。

2. 部活動の目標

- ①活動種目を通して、社会に通用する人づくりを行うことを最大のねらいとする。
- ②個性の伸長
 - ○共通の趣味、特技を追求することにより、知識を深め技能を高める。
- ③自主的生活態度の育成
 - ○余暇の善用を図り、自律的・自主的な生活態度を養う。
- ④望ましい人間関係・社会性などの育成
 - ○先輩・後輩の望ましい人間関係を育てる。
 - ○集団としての資質や態度を身につけ、苦楽をともにすることで仲間意識を育む。
 - 〇挨拶の大切さや規範意識を養う。

3. 開設する部について

① 設置条件

運動部については、原則として、大会(中体連団体戦)に出場できる人数とする。(年度途中で人数が減りチームとして部員人数がたりなくなった場合、他校との連合チームの結成を要請する)。個人競技については原則として5名以上とする。文化部については、原則として5名以上とする。

※連合チーム結成に関する留意点

- 〇競技最低人数に足らない場合においてのみ連合チーム結成に向けて他校への要請が可能となる。競技 最低人数が揃っている場合は、他校への連合チーム結成要請は出来ない。但し、他校が人数不足のために連合チーム結成要請があった場合のみ結成に向けての動きが出来る。
- 〇連合チーム結成を結成する場合、まず自校の校長の了承を得た後、該当部の保護者会に諮り、そこで承認を得ることが必要である。その後、同市町村内の該当部を有する学校へ打診するものとする。打診先が決まればまず自校の校長から打診先の校長と協議した上で、結成に向けての動きを始めるものとする。
- 〇同一市町村内で連合チーム要請の承諾が得られなかった場合は、同支部内で、そこでも了承が得られなかった場合は同地区 内(高吾地区内)という手順となる。この手順を踏まないことは許されない。

② 設置方法

- 〇部活動の設置は、前年度まで設置されていた部を考慮し、職員会議を経て学校長が決定する。
- 〇新しい部の結成や廃部は、生徒・保護者の意見を参考にはするが、チーム成立に必要な部員数にプラスして2名以上の部員が揃い、なお且つ今後5年以上の活動が継続する見込みが確実視されることを条件とする。
- 〇最終的には職員会議を経て、学校長が決定する。

4. 部活動への加入について

- ①部活動へは、希望する者が加入することとし、部のかけ持ちは認めない。 (ただし、駅伝部は希望者のみの加入でかけ持ちもあり得る)
- ②加入には、保護者の同意を必要とする。
- ③部活動の途中変更は、認めないことを原則とする。止むを得ない場合の途中加入等については、該当の部活動顧問、学級担任 が本人や保護者と連絡・連携をとりながら対応する。

5. 活動時間等について

- ①平日の部活動について
 - 〇活動時間は、片付けの時間も含めて、夏期(3~9月)は19:00、冬期(10月~2月)は18:30までと定める。定められた時間には必ず下校させること(顧問は、子どもの下校を確認・部室等の施錠を確認した後に退勤すること)。
 - ※練習時間を延長する場合は、保護者の了解を得ること(文書で得る)。(30分程度)
 - ※長期休業中は、別途計画に従って活動するが、原則として遅くても17:00までに生徒下校とする。
 - 〇朝練習は顧問が特に必要があると判断した場合においてのみ行うものとする。学校としては一切の強制はしない。行う際に は必ず保護者の了解を得ることとする。最終的には職員会の承認を経て学校長が決定する。
- ②休日の部活動について
 - ○活動時間は原則として4時間以内とするが、土・日のどちらかは部活動を行わないことを基本とする。
 - 〇土・日の練習や練習試合については、中体連の主催する大会や演奏会・コンクール等の2週間程度前であれば、規定通りではない。その際は、必ず学校長の了承を得た場合のみ行うことが認められる。
- ③定期テスト前の活動について
 - 〇<u>定期テスト発表があれば原則として部活動は行わない</u>ものとするが、中間テスト前においては、<u>テスト日の3日前</u>まで練習を行うことができる。但し、<u>必ず保保護者の了承(文書)を得ること。また、練習は1時間程度</u>とする。最終的に職員会の承認を経て学校長が決定する。
 - 〇期末テストにおいては、原則として部活動はテスト発表と同時に停止とする。しかし、期末テストが終了した週末に中体連 が主催する大会(発表会・演奏会)がある場合は、テスト日の3日前まで練習を行うことができる。但し、必ず保保護者の 了承(文書)を得ること。また、練習は1時間程度とする。最終的に職員会の承認を経て学校長が決定する。
- ④職員会議や出張等で顧問が練習場所につけない場合。
 - ○副顧問か他の教職員が練習の管理を行う。
 - 〇職員会等の会議で練習場所に顧問・副顧問がつけない場合は、練習メニューを準備し、生徒に練習内容を周知徹底しておく。 職員会議中に何度も指示を仰ぎに来室させないようにする。
 - ○学校内に教職員がいない場合は活動を行わない。

6. 部活動推進にかかわる留意事項

- ①各部の顧問・副顧問は、本校教職員が複数で担当することを原則とする。また、教員定数の増減に伴い、部活動数・種目の変動があり得る。
- ②部活動は、指導者(顧問・副顧問)の監督の下に行う。特別な場合、学校長の許可を得て外部コーチを活用することができる。
- ③部活動は、学校長の承認を得た年間計画・月間計画などに基づいて行う。各種計画は部活動顧問が保管する。
- ④部活動の練習場所は原則として学校の施設を使用する。各部の顧問同士の協議により練習場所を決定する。学校外の施設を活用するときは学校長の許可を得ること。生徒の移送について安全面の配慮を怠らないこと。
- ⑤ 対外試合・練習試合・コンクールなどについて
 - ○学校長が教育上必要と認めた場合に参加できる。原則として部活動顧問は事前に学校長の許可を取ること。
 - ○生徒の移送については、原則として公共交通機関を利用する。ただし、練習試合においては、保護者会の協力が得られる場合は、この限りではない。(交通安全に十分気をつけて移送することを徹底しておく。<u>また、部活動単位で任意のスポーツ</u>保険に加入しておくことが望ましい)
- ⑥部活動の大会や試合(試合やコンクール・演奏会等)への引率は、顧問・副顧問を主として教職員が行う。
 - ※絶対に現地集合・現地解散は認めない。朝の確認と解散確認は必ず顧問若しくは副顧問が行う。
- ⑦授業・学習活動はもとより、学級会活動、生徒会(委員会)活動が部活動よりも優先する。但し、支部体や地区体前の一週間 は放課後に子どもや教員が参加する校内の取り組みは控えるようにする。
- ⑧部活動は希望参加制とするが、積極的に参加することが望ましい。また、3年間 継続して同じ部活動に参加することが望ま しいが、廃部あるいは休部となる場合 はその限りではない。
- 9 経費について
 - ○保護者会費と生徒会からの補助により活動する。
 - 〇保護者会費の管理については、保護者会会計担当者等と連携・協議し、適切に執行すること。教職員は会計を担当しない。

① 災害の補償について

○基本的にスポーツ振興センターの保険を利用する。先述したように部単位で任意のスポーツ保険に加入することが望ましい。

7. 部活動保護者会について

各部活動の運営に当たっては、保護者の協力を得て、円滑に進めることができるよう、部活動保護者会を組織することが望ま しい。その際、年度当初若しくは新チーム発足時に必ず保護者会総会を開催し、経営・指導方針(文書)を保護者に示し、賛同 を得ること。また、必ず会計監査を行うことを保護者会長に依頼すること。

8. その他

- ① 部活動での宿泊練習は原則行わない。特別な場合は学校長の許可を得て実施する。<u>また、長期休業中における平日の練習試合等は原則として行わないものとする(保護者が仕事を休む必要があることや、教員は出張となり、旅費が発生する。)</u> (協会や連盟の主催による宿泊練習は、保護者の責任において参加させること。学校は引率しない。)
- ②活動時間・下校時間・設備・備品の利用など、約束を守れない場合や、保護者並びに生徒に重大な品行不良や社会道徳に逸脱する行為があったときには、学校長の判断で活動を停止することがある。
- ③運動部の服装は、ジャージ、ユニフォームなど各部で決められた服装で参加する。
- ④部室や荷物を置いている部屋の管理は顧問が行う。(自分の荷物・持ち物は自己管理を原則とする)
- ⑤用具の出し入れ、鍵の管理など、顧問または教職員の許可・指導を得ること。
- ⑥施設・用具・備品を大切に扱うこと。体育館の清掃やモップがけ、グランド整備は励行すること。
- ⑦活動終了後は、清掃、整備を行い、消灯、窓、非常口などの点検を行う。
- ⑧ 常に久礼中学校の生徒であることを意識し、練習や競技会・コンクール等への参加態度を良くすること。
- ⑨ 上級生は下級生の良い見本となる言動を心がけること。
- ⑩原則として週に2日は休養日を設ける。
 - ※土日のどちらかを休養日にする。2週間後に中体連主催の大会やコンクール・演奏会がある場合は土日両日練習をしてもかまわないが、必ず大会後、平日に休養日を設ける。
 - ※平日(月~金)のうち、月曜日は部活動休養日とする。

附則

- 1. 本規約は、平成27年6月1日から施行する。
- 2. 平成30年7月11日一部改正。
- 3. 平成31年4月1日一部改正。